

伊豆の国市立大仁小学校



学校だより

令和元年度
1月30日



大寒を過ぎ、一番寒い時季となりました。インフルエンザの流行が心配されますが本年度も残りわずかとなりました。子どもたちが健康に乗り切れるよう、ご支援をよろしくお願いいたします。

体罰について

体罰はいかなる場合も禁止されています(学校教育法第11条)。本校も、その重要性を確認し合っていますが、万が一見落とされ、子どもの心身を傷つけてしまうことがあってはなりません。

つきましては、体罰を見逃すことのないように、お気づきのことがありましたら校長又は教頭まで直接ご連絡ください。

<調査対象期間> 平成31年4月1日～令和2年3月31日



<体罰に関する解釈>

- 1) 教員等が児童生徒に対して行った「懲戒行為」が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、「懲戒行為」をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- 2) 1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

<その他>

「教育職員」とは、本校の場合は校長、教頭、教諭、養護教諭、講師を指します。

交通事故、踏切事故について

大仁小学区については、交通量が激しく登下校中や放課後などの交通事故が心配です。また、自動車だけでなく電車による事故も気をつけなくてはなりません。学校では各学年発達段階に応じて具体的な指導を行うようにしていますが、ご家庭でも安全な道路の歩行や横断の仕方、踏切や線路の危険性などご指導ください。また、危険な様子や気になる様子を見かけたら、その場で直ちに注意していただくようお願いいたします。

【大仁小学校】〒410-2321 伊豆の国市三福325

TEL 0558-76-1074 FAX 0558-76-4473 文責：教頭 牧野

HPアドレス <http://ohito-sho.izunokuni.ed.jp/>

保護者の皆さんからの御意見をお待ちしています。

教職員の指導に関しても、不適切と感じられることがあればお知らせ下さい。

